

○ISO/TC 188 (スモールクラフト専門委員会)担当分

議長: Mr. Craig Scholten(米国)、幹事国:スウェーデン(SIS)

担当	担当WG	規格番号	標題	標題(邦訳)	概要	制定等年月日	JIS化の状況
TC188	旧TC188/SC2から移管	ISO 4566:1992	Small craft with inboard engine -- Propeller shaft ends and bosses with 1:10 taper	船用小形プロペラ取付部 テーパ1:10	1:10のテーパを有する20mmから160mmの軸直径範囲における互換性に対する寸法及び公差を取り纏めたもの。	1992.12.15	JIS F 4801:1999 (MOD)
TC188	WG2	ISO 6185-1:2001	Inflatable boats -- Part 1: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW	膨脹式ボート—第1部:最大出力4.5 kW以下のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2001.11.15	JIS F 1051-1:2004 (IDT)
TC188	WG2	ISO 6185-2:2001	Inflatable boats -- Part 2: Boats with a maximum motor power rating of 4,5 kW to 15 kW inclusive	膨脹式ボート—第2部:最大出力4.5 kW以上15 kW以下のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が4.5 kw以上 15 kw以下の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2001.11.15	JIS F 1051-2:2004 (IDT)
TC188	WG2	ISO 6185-3:2014	Inflatable boats -- Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート—第3部:最大出力15 kW以上のボート	全長が8m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2014.08.15	JIS F 1051-3:2004 (IDT) ※ 2001年版が対応国際規格
TC188	WG2	ISO/AWI 6185-3	Inflatable boats -- Part 3: Boats with a maximum motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート—第3部:最大出力15 kW以上のボート	定期見直しで提出された意見等の反映のための2014年版の改訂。2020年9月から改訂に着手。	2020.09 AWI登録	

TC188	WG2	ISO 6185-4:2011	Inflatable boats -- Part 4: Boats with a hull length of between 8 m and 24 m with a motor power rating of 15 kW and greater	膨脹式ボート－第4部：最大出力15 kW以上で船体の長さが8 m以上24 m以下のボート	全長が8m～24m以下で浮力が1800N以上(最大出力が15 kw以上の機関を搭載することが出来る)の膨脹式ボート(複合型膨脹式ボートを含む)の設計、使用材料、製造及び試験に関する安全上の最小限の要件を取り纏めたもの。	2011.07.01	—
TC188	旧TC188/SC2から移管	ISO 7840:2021	Small craft -- Fire-resistant fuel hoses	舟艇－耐火性燃料ホース	船体の長さが24m以下の舟艇における、呼び内径10mm以下のホースに対しては0.34MPaを、10mmより大きな内径のホースに対しては0.25MPaを超えない使用圧力に対して設計された、石油及びディーゼル油用耐火性ホースに対する一般的要求事項及び物理的試験の要件を取り纏めたもの。 この規格は、恒久的に据付けられた船内機関をもつ船体の長さが24m以下の舟艇を対象とするホースに適用する。 船外機に直接連結される船尾のスプラッシュウェル内にあるホースには適用しない。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 －低透過性燃料ホースの要件の追加(6.9項)。 －石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。	2021.02	JIS F 7151:2009 (MOD) ※2004年版が対応国際規格
TC188	—	ISO 8099-1:2018	Small craft -- Waste systems -- Part 1: Waste water retention	舟艇－廃棄物システム－汚水貯留	船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏めたもの。	2018.02	—
TC188	—	ISO 8099-2:2020	Small craft -- Waste systems -- Part 2: Waste water treatment	舟艇－廃棄物システム－汚水処理	船体の長さが24 m 以下の舟艇から排出される汚水を排出前に一時的に貯留するシステムの設計、構造及び設置に関する要件を取り纏めたISO 8099-1:2018がEUプレジャーボート指令で定める廃水処理システム要件を定めていないため、これを補完するための要件を取り纏めたもの。	2020.12	—

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8469:2021	Small craft -- Non-fire-resistant fuel hoses	舟艇－非耐火性燃料ホース	船体の長さが24m以下の舟艇における、呼び内径10mm以下のホースに対しては0.34MPaを、10mmより大きな内径のホースに対しては0.25MPaを超えない使用圧力に対して設計された、石油及びディーゼル油用非耐火性ホースに対する一般的要求事項及び物理試験の要件を取り纏めたもの。 この規格は、恒久的に据付けられた船内機関をもつ船体の長さが24m以下の舟艇を対象とするホースに適用する。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 －低透過性燃料ホースの要件の追加(6.8項)。 －石油燃料のテスト流体の明確化(6.2項)。 －図B.1の改訂。	2021.02	JIS F 7150:2009 (MOD) ※ 2006年版が対応国際規格
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8665:2006	Small craft -- Marine propulsion reciprocating internal combustion engines -- Power measurements and declarations	舟艇－船舶推進用往復動内燃機関－出力測定及び宣言	船体の長さが24m以下の舟艇の推進機関又は装置の馬力を決定するために、ISO3046-1に追加して実施する試験要求事項を取り纏めたもの。また、製造業者によって公表された申告(定格)馬力の証拠書類として立証する及び調査する手段を提供している。	2006.06.01	JIS F 0405:2009 (IDT)
TC188	WG9	ISO 8666:2020	Small craft -- Principal data	舟艇－主要データ	船体の長さが24m以下の舟艇の主要寸法及び関係装品の定義、仕様書及び載荷状態の均一性を確立するための要件を取り纏めたもの。 前版(2016年版)からの改訂点は以下のとおり。 －ISO/IEC Directives Part 2に基づく最新ISO様式化。 －規定項目の移動。	2020.11	JIS F 0081:2005 (IDT) ※ 2002年版が対応国際規格
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8845:1994	Small craft with inboard engine -- Propeller shaft ends and bosses with 1:16 taper	船用小形プロペラ取付部テーパ1:16	船内機関を有する舟艇に据え付けることを意図した、1:16のテーパをもつ20mmから160mmの軸径範囲内のプロペラボス及びプロペラ軸端の互換性のための寸法を定めている。	1994.12.15	JIS F 4804:1999 (MOD)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8845:1994/Cor 1:1995		ISO 8845:1994正誤票 1:1995	プロペラ軸のねじ山をつけられる端部の長さの伸張に関する誤記訂正	1995.09.15	—

TC188	WG10	ISO 8846:1990	Small craft -- Electrical devices -- Protection against ignition of surrounding flammable gases	舟艇－電気装置－周囲の可燃性ガスへの引火防止	周辺の可燃性ガスへ引火させずに用いることができる、舟艇用電気装置の設計のための要求事項及び試験方法を取り纏めたもの。	1990.12.01	JIS F 0811:2002 (MOD)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8847:2004	Small craft -- Steering gear -- Cable and pulley systems	舟艇－操舵装置－ケーブル及び滑車システム	補助エンジンと共に、あるいは補助エンジンなしで、船体の長さが24m以下の帆船に用いる操舵装置用ケーブル及び滑車の操作、構築および設置の要件を定めたもの。	2004.05.01	—

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO/FDIS 8847	同上	同上	ISO 8847:2004の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —定義の更新。 —最新の業界動向を考慮した要件の更新。 —最大37kWの馬力までの船外機を搭載した場合の要件を追加。	FDIS投票承認 202.02.04	
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 8848:2020	Small craft -- Remote mechanical steering systems	舟艇—遠隔操だ装置	遠隔機械ケーブル式操だ装置の設計、構造、設置及び試験の要件と、舵、ウォータージェット機関、船内機及び船外機への出力インターフェース要件に関するも取り纏めている。 この文書は、様々なタイプの舟艇で用いる次の3つのステアリングシステムに適用できる。 —標準的なステアリングシステム。合計15 kWを超える出力を備えた1基及び一対の舵、船外機、ウォータージェット機関。 —15 kW~40kWの出力の1基の船外機を備えた軽量操だ装置。 —PWCを除くミニジェット操だ装置。 ISO 8848:1990、ISO 9775:1990及びISO 15652:2003の統合。1990年版からの主な改訂点は以下のとおり。 —ISO 8848、ISO 9775およびISO 15652の統合。 —定義の更新。 —最新の業界動向を考慮した要件の更新。 —ハンドルの要件及び試験を削除。	2020.12	JIS F 1031:2001 (MOD) ※ ISO 8848:1990及びISO 9775:1990が対応国際規格
TC188	WG10	ISO 8849:2020	Small craft -- Electrically operated direct-current bilge pumps	舟艇—電動直流ビルジポンプ	船体の長さが24m以下の舟艇からビルジ水を取除くときに用いられることを意図した電動直流ビルジポンプに対する要求事項を取り纏めたもの。直流(DC)50V未満に定格された電動ビルジポンプを適用する。損傷制御に対して意図されるポンプを包含していない。 2003年版からの主な改訂点は以下のとおり。 —適用可能な電圧と適用範囲の明確化。 —船主用マニュアル(箇条7)の追加。	2020.12	—

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 9093:2020	Small craft -- Seacocks and through-hull fittings	舟艇－海水コック及び船体 貫通金物	船体の長さが24m以下の舟艇に用いられる、水の取入れ及び排出部分を構成する金属製及び非金属製船こく貫通金物、海水コック、ホース金物及び／又は土連プラグ及びそれに取り付けられる構成部品の製造及び取付けに関する等級事項を取り纏めたもの。 ※ 旧国際規格であるISO 9093-1:1994(金属製)及びISO 9093-2:2002(非金属性)を統合。	2020.12	JIS F 1032-1:2002 (MOD) はこのISO 9093- 1:1994に対応 JIS F 1032-2:2006 (MOD) はこのISO 9093- 2:2002に対応
TC188	WG12	ISO 9094:2015	Small craft -- Fire protection	舟艇－防火	船体の長さが24m以下のあらゆる種類の舟艇に適用する、実用的な防火程度を達成する手順を明確にし、持ち運び式消火装置および固定式消火装置の要件を取り纏めたもの。この規格は、パーソナルウォータークラフトには適用しない。	2015.11.15	—
TC188	WG12	ISO/DIS 9094	Small craft -- Fire protection	舟艇－防火	ISO 9094:2015の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —「緊急事態」に対する「容易にアクセス可能な」に関する定義の変更。 —調理器具、固体燃料器具、暖房器具の設置に関する定義と要件を追加。 —液体燃料を用いる調理及び暖房器具の要件を変更。 —ガソリタンクとコンテナを含む区画、および携帯用ガソリン駆動エンジンに関する特定要件を変更。 —「ドーム型」デッキライトの防火要件を変更。 —クォーターキャビンアレンジメントの脱出ルートの明確化。 —防火出口として指定されたデッキハッチへのアクセスに関する詳細な要件の変更。 —エンジンおよびエンジン区画の消火要件の変更。 —「消火システム」を「承認されたシステム」に修正。 —ディーゼルエンジンの停止とダンパーの停止に関する要件の変更。 —占有可能な保護された区画にのみ要求される可聴警報要件の変更。	DIS投票 承認 2020.09.17	—

TC188	WG2	ISO 9650-1:2005	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 1: Type I	舟艇－膨脹式救命いかだ－ 第1部:タイプI	次の能力を持つ膨脹式救命いかだをタイプ I として定め性能及び試験要件を取り纏めたもの。 －4～12人の収容力 －船体の長さが24m以下の舟艇に適用可能 －水面から6m以下の高さに設置可能 また、このISO規格で定める救命筏はSOLAS義務品ではないと明記されている。	2005.03.01	—
TC188	WG2	ISO/DIS 9650-1 (ISO 9650-1:2005 及びISO 9650-2:2005の統合)	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 1: Type I and II	舟艇－膨脹式救命いかだ－ 第1部:タイプ I 及び II	この文書は、SOLAS条約適用外の膨脹式救命いかだの要件を定めたISO 9650-1及び-2(※収容人数と取り付け可能な水面からの高さの相違で区分)を統合する改訂案。統合以外での主な改訂点は以下のとおり。 －救命筏の最低搭載人数(収容力)を4名～16名とする。 －水面から6m以下の高さに設置可能。	DIS投票中 2021.05.31 ×切	—
TC188	WG2	ISO 9650-2:2005	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 2: Type II	舟艇－膨脹式救命いかだ－ 第2部:タイプII	次の能力を持つ膨脹式救命いかだをタイプ II として定め性能及び試験要件を取り纏めたもの。 －4～10人の収容力 －船体の長さが24m以下の舟艇に適用可能 －水面から4m以下の高さに設置可能 また、このISO規格で定める救命筏はSOLAS義務品ではないと明記されている。	2005.03.01	—
TC188	WG2	ISO 9650-3:2009	Small craft -- Inflatable liferafts -- Part 3: Materials	舟艇－膨脹式救命いかだ－ 第3部:材料	ISO9650-1及び-2で定める膨脹式救命いかだのタイプ I 及び II の材料要件を取り纏めたもの。	2009.07.15	—
TC188	WG9	ISO 10087:2019	Small craft -- Craft identification -- Coding system	舟艇－船体識別－コードシステム	船体の長さが24m以下のすべての舟艇の船体識別に用いる、国の識別符号及び製造業者の識別符号、一連番号、製作年月(型式年)に関する符号体系を取り纏めたもの。水浴玩具等には適用しない。 欧州プレジャーボート指令への適合のため、2006年版の改訂を行った。	2019.02	—

TC188	WG9	ISO/FDIS 10087	Small craft -- Craft identification -- Coding system	舟艇－船体識別－コードシステム	この文書で定めるCIN(船体識別番号)の最後の4桁は製造元のモデルイヤー(月と年)としており、この文書の中でモデルイヤーを「特定の舟艇が市場に出される予定の年を示す」と定義している。一方で、欧州のブルーガイドでは「ユニオン調和法の目的で、製品がユニオン市場で初めて利用可能になったときに製品が市場に出される」と定義しているため、モデルイヤーの解釈で矛盾する可能性を秘めており、これを改善するため、2020年12月の投票の結果、FDIS段階からの審議に着手することになった。	DIS投票承認段階として登録 2020.12	—
SC2	WG2 旧 TC188/WG5	ISO 10088:2013	Small craft -- Permanently installed fuel systems	舟艇－恒久設置形燃料装置	船体の長さが24m以下の舟艇の内燃機関用の恒久的に据付けられた燃料装置及び固定式燃料タンクの設計、材料、構造、据付、試験に関する要件を取り纏めたもの。船体の長さが24m以下の舟艇の恒久的に据付けられたディーゼル及びガソリンの燃料装置及び固定式燃料タンクの全部品、すなわち燃料の給油口から船内機艇や船外機艇の主機や補機への接続箇所まで定められている。	2013.08.15	—
TC188	WG2	ISO/DIS 10088	同上	同上	ISO 10088:2013の改訂。主な改訂点は、3.13、4.1.12等で定められている燃料蒸発ガス要件(evaporative emissions)の参考として、試験の条件と試験手順を記した参考附属書Bが追加。	DIS投票承認 2020.08.17	—
TC188	WG10	ISO/TR 10134:2020	Small craft -- Electrical devices -- Lightning-protection systems	舟艇－電気装置－避雷システム	船体の長さが24m以下の舟艇に搭載する避雷システムの設計、組立、据え付けに関する指針を取り纏めている。	2020.05	—
TC188	WG16	ISO 10239:2014	Small craft -- Liquefied petroleum gas (LPG) systems	舟艇－液化石油ガス(LPG)システム	LPGを燃料とする推進機関又はLPG駆動の発電機に使用される装置を除く、船体の長さが24m以下の舟艇に恒久的に取付けられるLPG装置及びLPG燃焼器具の要件を取り纏めたもの。持運び式自給式キャンプ用ストーブ又は持運び式ガス灯のような直に取付けるガスシリンダをもつ装置は含まないとしている。	2014.12.01	—
TC188	WG16	ISO/WD 10239	Small craft -- Liquefied petroleum gas (LPG) systems	舟艇－液化石油ガス(LPG)システム	定期見直し投票で提出された意見を反映するための改訂		

TC188	WG13	ISO 10240:2019	Small craft -- Owner's manual	舟艇－オーナー用マニュアル	船体の長さが24m以下の舟艇に適用できる船主手引書を作成するための指針を取り纏めたもの。	2019.12	JIS F 0102:2008 (IDT) ※ 2004年版が対応国際規格
TC188	WG13	ISO/DIS 10240	Small craft -- Owner's manual	舟艇－オーナー用マニュアル	2019年版の改訂。 ISO 10240:2019の箇条2(引用規格)に制定年の記載がなく最新版引用の規格があり、EUプレジャーボート指令の適用が出来ないため(適用するためにはすべての引用規格について制定年の記載が必要)、適用ができるように制定年の記載をする。	2019.12 DIS投票終了段階として登録	
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 10592:1994	Small craft -- Hydraulic steering systems	舟艇－油圧操だ装置	船主及び設置者両方に対する要求事項、試験方法、手引書、並びに船外原動機、船内原動機及び船内－船外駆動操だ装置に対するだ輪から接触面箇所までの油圧操だ装置及び構成部品に対する名称を規定する。	1994.10.01	JIS F 1024:1998 (MOD)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO/FDIS 10592	同上	同上	ISO 10592:1994の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 — 箇条3の定義の更新。 — 規格全体を通して、最新技術を満たすために要件が更新。 — ステアリングホイールの要件と試験が削除。 — 1994年版で定めていた箇条12 (Designation)を削除。	FDIS投票中 2021.04.02 ×切	

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 11105:2020	Small craft -- Ventilation of petrol engine and/or petrol tank compartments	舟艇—ガソリン機関区画及 びガソリタンク区画の換気	推進、発電又は機械動力のためのガソリン機関を持ち、船体の 長さが 24 m 以下の舟艇のガソリン燃料機関 及び／又はガソリ ンタンク区画における爆発性ガスの蓄積を防止するため、これら の区画の換気についての要求事項を取り纏めたもの。 前版からの主な改訂点は以下のとおり。 —規定を明確化するために4項、5項、6項を再編成。 —表2の追加。	2020.03	JIS F 1033:2002 (MOD) ISO 11105:1997が対 象規格
TC188	WG13	ISO 11192:2005	Small craft -- Graphical symbols	舟艇—図記号	船体の長さが 24 m 以下の舟艇に使用する一般的な図及びシン ボルを取り纏めたもの。	2005.11.01	—
SC2	WG2 旧 TC188/WG5	ISO 11547:1994	Small craft -- Start-in- gear protection	舟艇—スタート-イン-ギヤ-プ ロテクション—装備基準	船外原動機が船体の長さ24m以下の舟艇に取付けられた場合 に、それがギアが入った状態で起動するのを防ぐための要求事 項を取り纏めたもの。	1994.10.01	JIS F 4323:1994 (IDT) ※ DISが対応国際規 格
TC188	WG24	ISO 11591:2020	Small craft, engine- driven -- Field of vision from helm position	エンジン駆動舟艇—操舵位 置からの視界	機関によって推進する船体の長さが 24 m 以下の舟艇の前後進 を行う操舵位置からの視界に関する要件を取り纏めたもの。	2020.10	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 11592-1:2016	Small craft less than 8 m length of hull -- Determination of maximum propulsion power rating	舟艇—最大推進出力値の 決定：船体の長さ8m未満の 舟艇	機関によって推進する船体の長さが8 m 未満の舟艇の最大出力 値の決定要件を取り纏めたもの。	2016.02.15	JIS F 1036:2003 (MOD) ※ 2001年版が対応国 際規格

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 11592-2:2019	Small craft - Determination of maximum propulsion power – Part 2 : Craft with a length of hull between 8 m and 24 m	舟艇－最大推進出力値の 決定－第2部：船体の長さ 8m以上24m以下の舟艇	機関によって推進する船体の長さが 8m 以上24m以下の舟艇の 最大出力値の決定要件を取り纏めたもの。 当初はISO11592の適用を拡大して開発する予定であったが、別 規格として開発を進めることになった。	2019.04	JIS F 1036:2003 (MOD) ※ 2001年版が対応国 際規格
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO/FDIS 11592-2	Small craft - Determination of maximum propulsion power – Part 2 : Craft with a length of hull between 8 m and 24 m	舟艇－最大推進出力値の 決定－第2部：船体の長さ 8m以上24m以下の舟艇	2019年版の改訂。 EUプレジャーボート指令へ組み込むことを目的とした、箇条2(引 用規格)に記載の引用規格の制定年を記載する等の小改訂。	FDIS投票中 2021.03.23 ×切	
TC188	WG3	ISO 11812:2020	Small craft -- Watertight cockpits and quick- draining cockpits	舟艇－水密コクピット及び急 速排水コクピット	船体の長さが 24 m以下の舟艇において、“水密”又は“急速排 水”として設計されるコクピット及びリセスの要件を取り纏めたも の。コクピット又はリセスの寸法及び形状についての要件又はそ れらの使用を要求する場合及び場所については規定しない。た だし、ポンプ又はその他の手段によらない重力による排水だけに 適用する。	2020.07	JIS F 1038:2003 (IDT) ※2001年版が対応国 際規格
TC188	WG13	ISO 12133:2021	Small craft -- Carbon monoxide (CO) detection systems	舟艇－一酸化炭素検知装 置	この規格は、舟艇内における一酸化炭素検知および盗難警報装 置の設計、製造および設置用の要件を取り纏めたもの。附属書 Aは、舟艇の乗組員に対する一酸化炭素に関する教材を提供し ている。 2011年版からの主な改訂点は以下のとおり。 — 定義の更新。 — マーキング要件の追加。 — 図1の更新。 — 5.3.2項の要件の明確化。 — 5.3.3項を更新。 — 5.2.3項に設計動作温度範囲に関する要件を追加。 — バッテリーアラーム要件の追加。	2021.02	—

TC188	WG18	ISO 12215-1:2000	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 1: Materials: Thermosetting resins, glass-fibre reinforcement, reference laminate	舟艇－船体構造－スカントリングー第1部:材料:熱硬化性樹脂、ガラス繊維強化材、基準積層材	ISO 8666による船体の長さ(LH)が 24 m 以下の舟艇に構造に使用される熱硬化性樹脂及びガラス繊維強化材に適用する。ISO 12215のこのパートは、ガラス強化材及び樹脂並びにそれらで作られた基準積層材の材料特性に関する最低要件を取り纏めたもの。ISO 12215のこのパートに関連する積層材の最低要件や特性を満足するなら、ここに挙げていない他の材料にも適用しても可能としている。	2000.09.01	JIS F 1034-1:2002 (MOD)
TC188	WG18	ISO 12215-2:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 2: Materials: Core materials for sandwich construction, embedded materials	舟艇－船体構造－スカントリングー第2部:材料:サンドイッチ構造用心材及び補強材	船体構造に使用するための心材材料及びサンドイッチ構造に埋め込まれる材料に対する要件を取り纏めたもの。ISO 8666による船体の長さ(LH) 24 m 以下の舟艇に適用する。	2002.05.01	JIS F 1034-2:2006 (IDT)
TC188	WG18	ISO 12215-3:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 3: Materials: Steel, aluminium alloys, wood, other materials	舟艇－船体構造－スカントリングー第3部:材料:鋼、アルミニウム合金、木材及びその他の材料	船体、上部構造及び付加物の構造への使用を目的とした材料、特に、次の材料に対する要件を取り纏めたもの。 － 溶接用普通及び高張力熱間圧延鋼板、広幅平鋼、形鋼及び棒鋼 － 板材又は異形材に加工された、オーステナイト系ステンレス鋼 － 板材、型材及び押出異形材として加工された展伸アルミニウム合金 － 中実木材、合板又は単板(ベニヤ)の形となっている木材 － その他の適切な材料 また、この規格は船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2002.05.01	JIS F1034-3:2006 (IDT)
TC188	WG18	ISO 12215-4:2002	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 4: Workshop and manufacturing	舟艇－船体構造及びスカントリングー第4部:製造所及び製造	製造所の条件、材料の保管方法及び取扱い方法、及び舟艇の製造要件を取り纏めたもの。船体長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。ただし、健康面や安全面の要件は含まれていない。	2002.05.01	JIS F 1034-4:2006 (IDT)

TC188	WG18	ISO 12215-5:2019	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 5: Design pressures for monohulls, design stresses, scantlings determination	舟艇－船体構造及びスカントリングー第5部:単胴型舟艇の設計圧力, 設計応力, 材料寸法の決定	単胴型舟艇の設計圧力, 設計応力, 材料寸法要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2019.05	JIS F 1034-5:2019 (IDT) ※ 2008年版が対応国際規格
TC188	WG18	ISO 12215-6:2008	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 6: Structural arrangements and details	舟艇－船体構造及びスカントリングー第6部:構造的配置及び詳細	単胴型舟艇の構造的配置及び詳細 要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2008.04.01	JIS F 1034-6:2020 (IDT)
TC188	WG18	ISO 12215-7:2020	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 7: Determination of loads for multihull and of their local scantlings using ISO 12215-5	舟艇－船体構造及びスカントリングー第7部:ISO 12215-5を用いた多胴型舟艇の材料寸法及び船体荷重の決定	多胴型舟艇の材料寸法の詳細要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2020.11	—
TC188	WG18	ISO 12215-8:2009	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 8: Rudders	舟艇－船体構造及びスカントリングー第8部:舵	単胴型舟艇に用いられる舵の必要要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2009.05.15	—
TC188	WG18	ISO 12215-8:2009/Cor 1:2010	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 8: Rudders Technical Corrigendum 1	ISO 12215-8:2009の正誤票	C.1項でAnnexBの引用のところ、Annex Cを引用していた誤記の訂正。	2010.09.15	—
TC188	WG18	ISO 12215-9:2012	Small craft -- Hull construction and scantlings -- Part 9: Sailing craft appendages	舟艇－船体構造及びスカントリングー第9部:帆船の附属品及びぎ装品	帆船の附属品及びぎ装品に関する設計応力、構造用材料、キール及びそれらの附属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2012.06.15	—

TC188	WG18	ISO 12215-10:2020	Hull construction and scantlings – Part 10: Rig loads and attachments	舟艇－船体構造及びスキャントリングー第10部:リグ荷重及び附属品	舟艇のリグ荷重及び関連付属品の設計荷重要件を取り纏めたもの。船体の長さ(LH)が、ISO 8666による 24 m 以下の舟艇に適用する。	2020.11	—
TC188	WG20	ISO 12216:2020	Small craft -- Windows, portlights, hatches, deadlights and doors -- Strength and watertightness requirements	舟艇－開口要件－窓、ポータルライト、ハッチ、デッドライト及びドア－強度と水密性に関する要求基準	船体の長さが 24 m 以下の舟艇に適用する窓、ハッチ、ポータルライト、デッドライト及びドアについて、船の種類、装置の位置及び設計区分を考慮に入れて、技術上の要件を取り纏めたもの。この規格で扱う装置は、船の水密性に関して重要なもの、すなわち、板が破損した場合に浸水する恐れがあるものだけである。この規格は、主にレクリエーション用ボート用に作られたが、船体の長さが 24 m 以下の救命ボートを除いた非レクリエーションボートにも適用できる。ただし、厳しい条件下で使われる商用船や作業船には適さないとしている。 主な改訂点は以下のとおり。 －箇条3、4、6の修正。 －箇条D.2.1、D.2.2、D.3及びD.4.3の修正。 －附属書Fの修正。	2020.07	JIS F 1040:2004 (IDT) ※ 2002年版が対応国際規格
TC188	WG22	ISO 12217-1:2015	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇－復原性及び浮力の評価－第1部:船体長さが6 m以上の非帆船	非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(A、B、C又はD)を特定することができる。この規格は、船体の長さが 6 m 以上 24 m 以下の無動力船又は動力船に適用する。但し、6 m 未満のボートであって、ISO 12217-3で指定された設計区分では望ましい設計区分を得られないが、全通甲板で ISO 11812に適合する急速排水リセスを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。	2015.10.15	—

TC188	WG22	ISO/FDIS 12217-1	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 1: Non-sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇－復原性及び浮力の評価－第1部：船体長さが6 m以上の非帆船	2019年6月開催のISO/TC 188総会に於ける決議535に基づく、2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 －ISO 8666 (舟艇－主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.4.4(最大搭載)から3.4.5(最大搭載条件)に移動。 －附属書Jの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 －箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 －その他、全体的な編集上の修正。	FDIS投票承認 2021.02.12	
TC188	WG22	ISO 12217-2:2015	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇－復原性及び浮力の評価－第2部：船体長さが6 m以上の帆船	非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法を取り纏めたもの。この規格には、冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分 (A、B、C又はD) を特定することができる。この規格は船体の長さ 6 m 以上 24 m 以下の主として帆で進む(補助機関を搭載していても)舟艇に適用される。但し、6m未満の舟艇であっても居住区を有する多胴船の場合もしくはISO 12217-3による要求設計区分に到達できない場合であっても、全通甲板で ISO 11812に適合する急速排水リセストを有する場合は、この規格を適用することが出来る。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。	2015.10.15	—
TC188	WG22	ISO/FDIS 12217-2	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 2: Sailing boats of hull length greater than or equal to 6 m	舟艇－復原性及び浮力の評価－第2部：船体長さが6 m以上の帆船	2019年6月開催のISO/TC 188総会に於ける決議535に基づく、2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 －ISO 8666 (舟艇－主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.5.4(最大搭載)から3.5.5(最大搭載条件)に移動。 －附属書Jの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 －箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 －その他、全体的な編集上の修正。	FDIS投票承認 2021.02.12	

TC188	WG22	ISO 12217-3:2015	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 3: Boats of hull length less than 6 m	舟艇－復原性及び浮力評価並びにカテゴリ分類－第3部：船体長さが6 m未満のボート	非損傷時のボートの復原性及び浮力の評価方法について規定している。この規格には冠水しやすいボートの浮力特性も含む。この規格を用いた復原性及び浮力性能の評価により、ボートの設計及び最大搭載量に適した設計区分(C又はD)を特定することができる。この規格は、居住区を有する多胴帆船を除く、船体の長さが6 m未満の無動力船又は動力船に適用する。但し、船体の長さが6 m未満のボートであっても、全通甲板でISO 11812に適合する急速排水コクピットを有する場合は、代替方法としてISO 12217-1 又はISO 12217-2(帆船と非帆船で分類)を使って評価し、上位の設計区分を割り当てることができる。この規格では、曳航、漁労、浚渫又は揚荷作業が、復原性に与える影響は含んでいないし、評価もしていない。それらは適宜、別途考慮する必要がある。	2015.10.15	—
TC188	WG22	ISO/FDIS 12217-3	Small craft -- Stability and buoyancy assessment and categorization -- Part 3: Boats of hull length less than 6 m	舟艇－復原性及び浮力評価並びにカテゴリ分類－第3部：船体長さが6 m未満のボート	2019年6月開催のISO/TC 188総会に於ける決議535に基づく2015年版の改訂。 主な改訂点は以下のとおり。 －ISO 8666(舟艇－主要データ)の改訂に合わせて、「メーカーの基本装備に含まれていないオプションの機器および付属品の最大質量の許容値」の記載を3.3.3(最大搭載)から3.3.4(最大搭載条件)に移動。 －附属書Hの計算ワークシートNo.1に上記改訂を反映。 －箇条2(引用規格)にリストされているすべての規格に年版を追加。 －その他、全体的な編集上の修正。	FDIS投票承認 2021.02.12	
TC188	WG10	ISO 13297:2020	Small craft — Electrical systems — Alternating and direct current installations	舟艇－電気システム－交流及び直流設備	舟艇に搭載し、単相交流の定格電圧が250 V未満及び直流50V以下で作動する交流及び超低電圧直流電気装置の設計、製造及び据え付け要件を取り纏めたもの。 除外：ISO/IEC 16315, 舟艇－電気推進システムで定める1,500V未満の直流、単相交流の定格電圧が1,000V以下、1,000V以下の三相交流の電気システム 2015年6月26日開催のTC188総会にて、Galvanic isolators要件の追加およびISO10133(直流電気設備)との統合を目的とした改訂を行なうことが合意。	2020.12	JIS F 1029:1998 (IDT) ※ ISO 13297:1997のDISが対応国際規格 JIS F 1039:2003 (MOD) ※ ISO 10133:2000が対応国際規格

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 13342:1995	Small craft -- Static thrust measurement for outboard motors	舟艇－船外機関－静止スラストの測定方法	ISO11547によるスタート-イン-ギヤ-プロテクションの装備の要否を判断する目的で、船外機関の静止スラストを測定する方法を取り纏めたもの。	1995.10.15	JIS F 4324:1996 (IDT) ※ DISが対応国際規格
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 13590:2003	Small craft -- Personal watercraft -- Construction and system installation requirements	舟艇－パーソナルウォータークラフト－構造とシステム搭載時の要求事項	パーソナルウォータークラフトに対する製造者銘板、常設のガソリン燃料装置、電気装置、操舵装置、通風、船体構造及び浮揚の構造及び搭載並びに復原性能要件、乾舷、オーナ用マニュアル等の要件を取り纏めたもの。	2003.12.15	JIS F 1030:2010 (IDT)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO/DIS 13590	Small craft -- Personal watercraft -- Construction and system installation requirements	舟艇－パーソナルウォータークラフト－構造とシステム搭載時の要求事項	ISO 13590:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 －「接地」に関して、「earthed」と「grounded」の双方が使用されていたことから、「grounded」という用語に統一。 －5.14項の接地値を修正。 －船外機用PWC及びjet powered surfboardsはこの規格の範囲外であることを明確化。 －すべての規定値をSAEおよび産業標準 (industry standards) と比較。 －オフスロットルステアリング要件に関する附属書Aの追加。 －キャブレター要件の削除。	DIS投票承認 2020.10.21	
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 13591:1997	Small craft -- Portable fuel systems for outboard motors	舟艇－船外機関－携帯用燃料装置	定格容量が 27ℓ以下で、船体の長さが 24 m 以下の舟艇に取り付けられている船外機関に用いる可燃性液体を運搬又は保管するための携帯用燃料装置に関して、その設計、材料及び試験の必要条件を取り纏めたもの。	1997.12.15	JIS F 4327:1999 (IDT)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 13592:1998	Small craft -- Backfire flame control for petrol engines	舟艇－ガソリン機関の火炎逆流制御	船体の長さ 24 m 以下の舟艇において、恒久的に据え付けられたガソリン機関からの逆火の炎が周辺環境中に広がるのを防ぐための装置に関して、その構造及び試験に求められる最小限の要件を取り纏めたもの。	1998.04.15	JIS F 4328:2000 (IDT)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 13929:2001	Small craft -- Steering gear -- Geared link systems	舟艇－舵取り装置－歯車リンク式操舵装置	24m以下の舟艇における歯車リンク式操舵装置の構造、操作及び取付けに対する要求事項の最低限の要件を取り纏めたもの。	2001.01.15	—

TC188	—	ISO 14227:2001	Small craft -- Magnetic compasses	舟艇—磁気コンパス	24m以下の舟艇の磁気コンパスの構造及び型式試験の性能に対する一般要件を取り纏めたもの。直読式装置を備えた又は反射/投影型式のいずれかの、検査ができる(例えば、封印されていない)、液体磁気コンパスを引用している。	2001.12.15	—
TC188	WG28	ISO 14509-1:2008	Small craft -- Airborne sound emitted by powered recreational craft -- Part 1: Pass-by measurement procedures	舟艇—動力付レクリエーションクラフトから放出される空気伝播音—第1部:パスバイ試験の手順	船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び船外機を含む、船体の長さ 24 m 以下の動力付きレクリエーションクラフトが通過時に発する空中伝播騒音の最大音圧レベルについて、再現性があり、かつ比較可能である測定結果を得るための条件を取り纏めたもの。また、一体排気システム付きスターンドライブ及び船外機のための、標準艇(Standard Craft)ベースの型式試験についても規定している。	2008.10.01	—
TC188	WG28	ISO 14509-3:2009	Small craft -- Airborne sound emitted by powered recreational craft -- Part 3: Sound assessment using calculation and measurement procedures	舟艇—動力付レクリエーションクラフトから放出される空気伝播音の測定—第3部:計算による音響評価及び測定手順	船内機、スターンドライブ、パーソナルウォータークラフト(PWC)、及び船外機を含む、船体の長さ 24 m 以下の動力付きレクリエーションクラフトが通過時に発する空中伝播騒音に関して計算による音響評価及び測定手順を取り纏めたもの。	2009.08.01	—
TC188	WG29	ISO 14895:2016	Small craft -- Liquid-fuelled galley stoves	舟艇—液体炊きギャレーストープ	24m以下の舟艇における、大気圧において液体である燃料を使用する恒久的に設置される調理室ストーブの設計及び取付け要件を取り纏めたもの。	2016.06.01	—
TC188	WG9	ISO 14945:2004	Small craft -- Builder's plate	舟艇—製造者銘板	ISO 14945:2004は ISO 8666による船体の長さ(LH)が 24 m 以下の舟艇の製造者銘板に記載する情報を取り纏めたもの。ISO 6185による膨脹式ボート及び ISO 13590によるパーソナルウォータークラフトはこの規格の対象としない。	2004.04.01	—

TC188	WG9	ISO/FDIS 14945	Small craft -- Builder's plate	舟艇－製造者銘板	<p>ISO 14945:2004の改訂。主な改訂点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> －プロペラシンボルの定義を追加(3.6) －Small craftを定義(3.7) －箇条5に、製造者銘板の記載する最大kWと最大負荷に加えて、船外機の質量を含めることとし、そのためのガイダンス(要件)を追加 －附属書Aの銘板のイラストを更新等を目的とした現在版(2004年版)の改訂 <p>2019.08.13 〆切のFDIS投票は承認されたが、関連するISO 14946へCEN技術委員会から同文書で定める「最大搭載量」の定義に関して問題が提起され、第2次FDIS投票を行うことになり、ISO 14946の第2次FDIS投票が承認されたのち、同時期にIS制定を予定。</p>	ISO 14946と同時期にIS制定をすべく作業を休止中。	—
TC188	WG9	ISO 14946:2001	Small craft -- Maximum load capacity	舟艇－最大搭載量	<p>他の規格に定められた復原性、乾舷、浮力及び乗員についての制限を超えない範囲で舟艇の最大搭載に含まれる項目を取り纏めたもの。更にこの規格は、乗員の座席に関する必要条件も定めている。ISO 8666に基づく船体長さLHが 24 m以下の舟艇に適用する。なお、ISO 6185に基づく膨脹式ボートや ISO 13590のパーソナルウォータークラフトは含まない。</p>	2001.09.15	JIS F 1041:2004 (IDT)
TC188	WG9	ISO/FDIS 14946	Small craft -- Maximum load capacity	舟艇－最大搭載量	<p>ISO 14946:2001の改訂。主な改訂点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> －占有面積の明確化と図の追加 －定義(箇条3)の更新 －船主用マニュアルに於いて参照すべき要件の追加(箇条7) －箇条6にオプション機器が含まれていないことを明確化(箇条6の要件はすべて必須)等 <p>2019.08.13 〆切のFDIS投票は承認されたが、CEN技術委員会から同文書で定める「最大搭載量」の定義に関して問題が提起され、第2次FDIS投票を行うことになった。</p>	第2次FDIS投票準備中	

TC188		ISO 15083:2020	Small craft - Bilge-pumping systems	舟艇—ビルジポンプシステム	この規格は、ISO 8666による船こくの長さが24mまでの小型船に対する、ビルジウオータの通常の溜り除去のために設計されるポンピング又は代替手段に対する要件を取り纏めたもの。ISO 15083:2003 は、損傷制御のために設計されるビルジポンプ又はビルジポンピング装置に対する要求事項を定めない。 ISO 15083:2003から主な改訂点は以下のとおり。 — 定義の更新(箇条3)。 — 5.1.2項で、ビルジ区画で完全に閉鎖されていない舟艇にビルジポンプシステムを設置する要件の追加。 — 露出および密閉された操舵位置の要件を5.1.3.1(以前の5.1.3.2)から削除。 — 偶発的な放電防止のためのシステム設計の要件を追加(7.13)。	2020.04	—
TC188	WG18	ISO 15084:2003	Small craft -- Anchoring, mooring and towing -- Strong points	舟艇—投揚びょう、係留及びえい航—ストロングポイント	この規格は、船体の長さ 24 m 以下の舟艇において投揚錨、係留及び曳航するためのアンカーチェーン、係留索及び被曳航索を結びつけるストロングポイントに対する要件を取り纏めたもの。この規格は、アンカー質量又はチェーン及びラインの長さについては規定しない。	2003.02.15	JIS F 1010:2010 (IDT)
TC188	WG3	ISO 15085:2003	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery	舟艇—乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項	この規格は、船外への転落の危険を最小限にするために意図される安全装置及び配置に対する設計並びに構造及び強さ要求事項を、また船上への引上げを容易にするための要件を取り纏めたもの。それは、これらの目的を達成するために個々に又は組み合わせて使用できる手段を記述し、船こくの長さ24mまでの小型船に適用する。 ISO 15085:2003 は、下記の船型には適用できない： 水上おもちゃ； カヌー、カヤック又は1.1m未満の幅のその他のボート； ISO 13590に包含されるパーソナル・ウォータクラフト； ISO 6185によって包含される船体の長さ8m未満の膨脹式ボート。	2003.04.01	JIS F 1021:2011 (IDT)
TC188	WG3	ISO 15085:2003/Amd 1:2009	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery Amendment 1	ISO 15085:2003追補 1:2009 (ISO15085:2003の部分改訂)	2003年版を対象とした、再搭乗の手段(箇条16)、船主用マニュアル(箇条17)の修正。	2009.05.15	—

TC188	WG3	ISO 15085:2003/Amd 2:2017	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery Amendment 2	ISO 15085:2003追補2:2017 (ISO15085:2003の部分改訂)	2003年版を対象とした、引用規格 (箇条2)、再搭乗の手段 (箇条16)の修正。	2017.12	—
TC188	WG3	ISO/AWI 15085	Small craft -- Man-overboard prevention and recovery	舟艇—乗員の落水防止及び再乗艇に関する要求事項	ISO 15085:2003の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —製品/市場の進化、及び16年間の経験フィードバックの実施。	NP承認 2019.10.31	
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 15584:2001	Small craft -- Inboard petrol engines -- Engine-mounted fuel and electrical components	舟艇—ガソリン用船内機及び船内外機—機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント	船体の長さが 24 m 以下の舟艇において燃料漏れを最小限に抑さえ、周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ガソリン機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。	2001.03.15	JIS F 1037:2003 (IDT)
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 16147:2020	Small craft -- Inboard diesel engines -- Engine-mounted fuel and electrical components	舟艇—船内機及び船内外機用ディーゼル機関—機関据付型の燃料系及び電気系コンポーネント	船体の長さが 24 m 以下の舟艇において燃料漏れを最小限に抑さえ、周囲の可燃性ガスへの引火を防止することを目的に、船内据付型ディーゼル機関(船内機及び船内外機)に取り付けている燃料系及び電気系コンポーネントに関する設計要件並びに設置要件を取り纏めたもの。 2018年版の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —1項 (適用範囲) の明確化。 —2項 (引用規格) にリストしている規格の年版を追加 (最新版適用にしない)。 —参考文献への参考図書の追加等の小改訂。	2020.12	JIS F 1042:2005 (IDT) ※ISO16147:2002に対応
TC188		ISO 16180:2013	Small craft -- Navigation lights -- Installation, placement and visibility	舟艇—航海灯—設置、配置及び視界	舟艇用航海灯に関する設置、配置及び視界の要件を取り纏めたもの。	2013.03.01	—

TC188	JWG1 (ISO/TC188 とIEC/TC18 との合同委 員会)	ISO/IEC 16315:2016	Small craft -- Electric propulsion systems	舟艇－電気推進システム	船体の長さが24m以下の舟艇に関する、エネルギー貯蔵コン ポーネントを備えた交流及び直流電気システムを推進の目的で 使用するための要件を取りまとめたもの。この規格で定める電気 システムは個別又は組み合わせで1,500V未満の直流、単相交 流の定格電圧が1,000V以下、三相交流の定格電圧が1,000V以 下の範囲で動作するシステムを対象とする。主用マニュアルに含 むべき追加情報は附属書Aに、システム設置者への追加情報は 附属書Bに記載されている。	2016.03.15	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 18854:2015	Small craft -- Reciprocating internal combustion engines exhaust emission measurement -- Test-bed measurement of gaseous and particulate exhaust emissions	舟艇－往復動内燃機関から の排気ガス等のテストベッ ドでの測定	平常下において内燃機関から出る排気ガス等の測定方法に関す る要件を取り纏めたもの。	2015.04.15	—
TC188	WG19	ISO 19009:2015	Small craft -- Electric navigation lights -- Performance	舟艇－LED航海灯－性能	船体の長さが24m以下の舟艇に関する、LEDの航海灯に関する 性能要求と試験方法に関する要件を取り纏めたもの	2015.09.15	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 21487:2012	Small craft -- Permanently installed petrol and diesel fuel tanks	舟艇－恒久的に設置された 石油及びディーゼル燃料タ ンク	舟艇に恒久的に設置された石油及びディーゼル燃料タンクに関 する仕様などの要件を取り纏めたもの。	2012.11.15	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 21487:2012/Amd1: 2014		舟艇－恒久的に設置された 石油及びディーゼル燃料タ ンク－追補1(部分改訂1)	ISO 21487:2012の7.1項(試験の一般要件)の改訂を目的としたも の。	2014.12.01	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 21487:2012/Amd2: 2015		舟艇－恒久的に設置された 石油及びディーゼル燃料タ ンク－追補1(部分改訂2)	ISO 21487:2012の7.2項(水圧試験)の改訂を目的としたもの。	2015.11.15	—

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO/DIS 21487	Small craft -- Permanently installed petrol and diesel fuel tanks	舟艇—恒久的に設置された 石油及びディーゼル燃料タ ンク	ISO 21487:2012の改訂。主な改訂点は以下のとおり。 —ディーゼルタンクには、清掃と検査のための検査ハッチを装備 する要件を追加(4.3.10)。 —金属タンクは、圧カインパルス試験の代替として静圧試験で行 えることを追加(5.2.2)。 —非金属・非一体型タンクをエンジンルームに設置する場合、耐 火試験を実施する要件を追加(6.2.3)。 —非金属製のタンクには、タンクがさらされる可能性のある最高 温度の表示をすることを追加(箇条8)。	DIS投票 承認 2020.12.28	—
TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 23411:2020	Small craft -- Steering wheels	舟艇—ステアリングホイー ル	船外機、インボード、スターンドライブ、ウォータージェットドライブ で使われる直径610mmまでのステアリングホイールの要件及び 試験方法を取り纏めたもの。	2020.12	—
TC188	WG32	ISO/PRF DTS 23625	Small craft — Lithium ion battery	舟艇—リチウムイオン蓄電 池	この技術仕様書は、舟艇用リチウムイオン蓄電池の選択と設置 に関する要件と推奨事項を取り纏めたもの。舟艇に設置された一 般的な船上装置及び電気推進システムに電力を供給するための 600 Whを超える容量のリチウムイオン蓄電池の要件を取り纏め ており、舟艇製造業者と蓄電池の設置業者を対象としている。	DTS投票 承認 2020.11.20	—

TC188	旧 TC188/SC2 から移管	ISO 25197:2020	Small craft -- Electrical/electronic control systems for steering, shift and throttle	舟艇—ステアリング、シフト 及びスロットルの電気式/電 子式コントロール装置	<p>舟艇の操船時におけるステアリング、シフト及びスロットルを実施する電気式/電子式コントロール装置の要件を取り纏めたもの。</p> <p>ISO 25197:2012の改訂。主な改訂点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 電気推進モーターを使用する場合に一貫性を持たせるために規定を見直し(7.2)。 — フェイルセーフモードとアラームポリシーを含むように規定を見直し(9.1)。 — EMC試験を除く、すべての試験に3つの異なるサンプルを用いる要件を削除し、1つのサンプルで試験できることにした(10.1)。 — ジョイスティックの耐久性試験を動作試験とした(10.4)。 — 表1を更新し、浸漬された区画の試験に関する列「浸漬」を追加(10.5.1)。 — さまざまな基準に基づいて塩水噴霧試験を実施するすべての方法を均質化(10.5.2)。 — 衝撃試験を改訂(10.7)。 — 自由落下試験はUV試験に依存した落下試験に変更(10.8)。 — UV試験内容の明確化(10.9)。 — 10.10項へのIEC 60533及びIEC 62742の引用に伴う、箇条2への追加。 	2020.04	—
-------	------------------------	----------------	--	--	---	---------	---